

規約の変更箇所について

2022年9月作成

| 条 | 項 | 変更前 | 変更後(下線部分が変更箇所) | 変更内容 |
|------|---|--|--|----------------------|
| 第7条 | 2 | 副会長（保護者の中から1名） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合は代行する。 | 副会長（保護者の中から 1名 <u>2名</u> ） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合は代行する。 <u>また、うち1名は会計監査委員を司り、金銭出納の適正を図り、これを監査し、総会に報告する。</u> | 文言変更 文言追加 |
| | 5 | 企画委員長は役員となり、総会・役員会・運営委員会等の司会をする。 | 企画委員長は役員となり、総会・役員会・運営委員会・ <u>選考委員会</u> の司会をする。 | 文言追加 |
| | 6 | 6. 役員の任期は、通常、総会から翌年の通常総会までの1か年とし、再任・重任を妨げない。ただし、連続して同一任務につける期間は2か年とする。 | 6. 代議員(各専門委員長)は、会に出席し、議案の審議にあたる。 7. 役員の任期は、通常、総会から翌年の通常総会までの1か年とし、再任・重任を妨げない。 <u>(以下削除)</u> | 文言追加 番号変更 文言削除 |
| 第8条 | 2 | 企画及び専門委員は、別に定める専門委員会に属し、それぞれの任務につく。また、企画委員は運営委員会を構成し、PTA活動の企画・運営に当たる。 | 企画及び専門委員は、別に定める専門委員会に属し、それぞれの任務につく。また企画委員は運営委員会及び <u>選考委員会</u> を構成し、PTA活動の企画・運営に当たる。 | 文言追加 |
| | 3 | 3. 企画及び専門委員の任期は1か年とし、再任・重任を妨げない。ただし、同一任務に連続してつづける期間は2か年とする。 | 企画及び専門委員の任期は1か年とし、再任・重任を妨げない。 <u>(以下削除)</u> | 文言削除 |
| 第9条 | 6 | | 総会は、原則として会議により開催し決議するが、事前に運営委員会が定める方法により、会議を開かず、書面または電子投票による議決権行使ができる。 | 項目追加 |
| 第10条 | 1 | 総会以外に役員会・運営委員会・専門委員会・役員選出委員会・特別委員会を置く。 | 総会以外に役員会・運営委員会・専門委員会・ <u>選考委員会</u> ・特別委員会を置く。 | 文言変更 |
| 第11条 | 1 | 役員会は、会長・副会長・書記（含書記補）・会計（含会計補）・企画委員長・校長・教頭をもって構成する。 | 役員会は、会長・副会長・書記（含書記補）・会計（含会計補）・企画委員長・ <u>代議員</u> ・校長・教頭をもって構成する。 | 文言追加 |
| 第12条 | 1 | 運営委員会は、役員会構成人員と各専門委員会の正副委員長をもって構成する。 | 運営委員会は、役員会構成人員と各専門委員会の <u>副委員長</u> 、校長、教頭、 <u>担当の学校委員(教職員)</u> をもって構成する。 | 文言追加 |
| 第13条 | 1 | 1. 会計監査委員会 --- 金銭出納の適正を図り、これを監査し、総会に報告する。 | [削除] | 項目削除 |
| | 2 | 2. 保健体育委員会 | <u>1. 保健体育委員会</u> | 番号変更 |
| | 3 | 3. 成人教育委員会 | <u>2. 文化教育委員会</u> | 番号変更 文言変更 |
| | 4 | 4. 安全委員会 | <u>3. 安全委員会</u> | 番号変更 |
| | 5 | 5. 広報委員会 | <u>4. 広報委員会</u> | 番号変更 |
| | 6 | 6. 学年委員会 | [削除] | 項目削除 |
| 第14条 | | 第14条 役員選出委員会 | 第14条 <u>選考委員会</u> | 項目変更 |
| | 1 | 役員選出委員会は、役員選出の任に当たり、企画委員長が招集する。 | <u>次期役員ならびに専門委員の選出の管理および執行するために、選考委員会を10月末までに置く。</u> | 文言変更 |
| | 2 | 役員選出委員会は、企画委員・校長・教頭によって、12月中旬までに構成する。 | <u>選考委員は、本部役員・校長・教頭によって構成する。</u> | 文言変更 |
| | 3 | 被選考意志を有する保護者は、役員選出委員会を構成して一週間後までにその旨、地区役員選出委員を通じて役員選出委員会に届け出ることができる。 | <u>事務所は芦部小学校校内に置く。</u> | 文言変更 |
| | 4 | 役員は、保護者の中から2月中に役員選出委員会の議決により選出し、告示すると共に総会に報告する。 | <u>選考委員の任期は次期役員ならびに専門委員の決定までとする。</u> | 文言変更 |
| | 5 | 役員に欠員が生じた場合は、代行又は補充を運営委員会で決定する。 | <u>役員、および専門委員の選出方法は細則に定める。</u> | 文言変更 |
| | 6 | 役員の選出は、多方面から人選するように努める。 | [削除] | 項目削除 |
| 第15条 | | 委員の選出 | [削除] | 項目削除 |
| 第16条 | | 第16条 顧問 | 第15条 顧問 | 番号変更 |
| 第17条 | | 第17条 表彰及び慶弔 | 第16条 表彰及び慶弔 | 番号変更 |
| 第18条 | | 第18条 | 第17条 | 番号変更 |